

平成 22 年(行ツ)第 45 号

平成 22 年(行ヒ)第 45 号

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の広島高等裁判所平成 20 年(行コ)第 24 号不当労働行為救済命令取消請求事件について、同裁判所が平成 21 年 9 月 29 日に言い渡した判決に対し、上告兼申立補助参加人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、上告補助参加人の上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

記録によれば、申立補助参加人が本件上告受理の申立てをした時には、既に申立人が上告受理の申立てをしていたことが明らかであるから、申立補助参加人の本件上告受理の申立ては、二重上告受理の申立てであり、不適法である。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成 24 年 2 月 3 日

最高裁判所第二小法廷

当事者目録

上告人兼申立人	広島県
同代表者兼処分行政庁	広島県労働委員会
同参加人	国土交通大臣
同補助参加人	全日本海員組合
被上告人兼相手方	熊谷海事工業株式会社
同補助参加人	Y1